相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市港区港栄二丁目二〇三番地、最後の住所名古屋市港区港栄二丁目二番一〇号
被相続人　亡　白井　照代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
名古屋市中区金山一丁目七番一〇号金山名藤ビル三階A号金山ふたば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　角田るり子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市長太栄町二丁目五八八番地、最後の住所三重県鈴鹿市長太栄町二丁目一三番一三号
被相続人　亡　見取　泰典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
三重県四日市市諏訪栄町二番四号ファーストビル二階　稲七総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　服部　一孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市熱田区南一番町二二番、最後の住所名古屋市北区織部町一番地の九県営織部住宅二棟一一〇号
被相続人　亡　近藤　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
三重県松阪市京町五〇八一　一〇一ビル四階　弁護士法人心　松阪駅法律事務所
相続財産管理人　弁護士　寺井　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市中央区上筒井通七丁目五番地、最後の住所大阪市福島区鷺洲六丁目一番三―一一号
被相続人　亡　新庄　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三
相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区井高野三丁目三八〇番地、最後の住所大阪市東淀川区大道南一丁目四番一三号グループホームひりゅう
被相続人　亡　野々宮節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三
相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区山之内三丁目五四番地、最後の住所大阪府堺市堺区浅香山町三丁一〇番二五―七〇二号
被相続人　亡　平岡　裕治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人　弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市南荘町九六番地一、最後の住所大阪府東大阪市日下町五丁目八番二六号
被相続人　亡　岡田　聖天

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
大阪府大阪市中央区道修町一丁目六番七号北浜ＭＩＤビル九階
相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志

平成二十九年十二月十三日
大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三
相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東淀川区井高野三丁目三八〇番地、最後の住所大阪市東淀川区大道南一丁目四番一三号グループホームひりゅう
被相続人　亡　野々宮節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三
相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区山之内三丁目五四番地、最後の住所大阪府堺市堺区浅香山町三丁一〇番二五―七〇二号
被相続人　亡　平岡　裕治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階
相続財産管理人　弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市南荘町九六番地一、最後の住所大阪府東大阪市日下町五丁目八番二六号
被相続人　亡　岡田　聖天

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
大阪府大阪市中央区道修町一丁目六番七号北浜ＭＩＤビル九階
相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市大塔町中井傍示一八六番地、最後の住所大阪府柏原市古町二丁目九番四〇―三一一号シャトーバロン
被相続人　亡　藤本　清一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
大阪府大阪市北区西天満五丁目一〇番一七号西天満パークビル五階
相続財産管理人　弁護士　山本　香織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市御殿山三丁目二六六番地、最後の住所兵庫県宝塚市御殿山三丁目一六番二号
被相続人　亡　三根　昭吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
兵庫県伊丹市桜ケ丘二丁目一番一〇号桜ケ丘ビル三〇一
相続財産管理人　司法書士　愛場　泰隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区苅藻通二丁目二一番地、最後の住所神戸市長田区菅原通二丁目五番地の一
被相続人　亡　和田ヒデ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
神戸市中央区多聞通二丁目五番一六号　三江ビル二階　平野・佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　平野　謙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市日畑三〇八番地、最後の住所岡山県倉敷市日畑三一八番地
被相続人　亡　難波　義照

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
岡山県倉敷市西阿知町一〇七―一　倉敷わかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　新庄　将彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市西鹿田二丁目一五四番地、最後の住所広島県呉市内神町一四番二号
被相続人　亡　松村　郁枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月十三日
広島県呉市西中央五丁目八番二二号
相続財産管理人　司法書士　大道　清志

第３期決算公告

平成29年10月26日

埼玉県深谷市白草台2909番地50
株式会社ワールドツール
代表取締役　中島　勉

貸借対照表の要旨
（平成29年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,254,468	流動負債	1,541,774
固定資産	5,987,415	（賞与引当金）	（103,863）
		（ポイント引当金）	（58,573）
		固定負債	3,563,923
		株主資本	4,136,185
		資本金	90,000
		資本剰余金	4,307,547
		その他資本剰余金	4,307,547
		利益剰余金	△261,361
		その他利益剰余金	△261,361
		（うち当期純利益）	（178,391）
資産合計	9,241,883	負債・純資産合計	9,241,883